

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成26年度第3回緑化審議会				
開催日時	平成27年2月4日(水) 午後2時30分から午後4時30分				
開催場所	本庁舎3階 庁議室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 福嶋司会長・室岡孝洋職務代理・蜂屋健次委員・増田勝義委員・ 久野一彦委員・島崎喜美子委員・和田安希代委員・小嶋博司委員・肥沼和夫委員 (市事務局) 野崎まちづくり部長・肥沼まちづくり部次長・有山みどりの係長・林主事・新井主事 ●欠席者：大塚恵美子委員・小松賢委員・佐藤真和委員				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数	0名
会議次第	1 開会 2 まちづくり部長挨拶 3 緑化審議会会長挨拶 4 議事 (1) 緑地保護区域の管理状況について (2) その他 5 閉会				
問い合わせ先	まちづくり部みどりと公園課みどりの係 担当者名 有山 電話番号 042-393-5111 (内線2742) ファックス番号 042-393-6846				
会 議 経 過					
1. 開会 2. まちづくり部長挨拶 3. 緑化審議会会長挨拶 4. 議事					

○会長

今年初めての会議という事で、今年もよろしくお願い致します。清瀬市の緑の関係もお手伝いしているのですが、清瀬市は隣の市ですから、東村山市の動きが広がって、多摩地域全体の緑が良い姿になって欲しいと思います。

早速ですが、議事に入りたいと思います。緑地保護区域の管理状況について。これは、事務局からお願い致します。

○事務局

はい。それでは資料1になります。緑地保護区域の一覧で、平成27年1月1日現在の内容になります。緑地保護区域全体の箇所数は、昨年と同じでございますが、この中で、指定番号7の欄の一番下段の区域につきましては、都市計画道路の道路用地として、東京都が用地買収したことに伴いまして、一部解除いたしました。こちらは、面積の大きな緑地でありまして、用地買収は都市計画道路の区域に掛かる部分だけという事で、残りの部分は緑地として継続して頂いております。昨年1年間の変更等につきましては、この1か所のみとなっております。

続きまして、平成27年度の固定資産税の課税資料といたします。緑地保護区域の管理状況の報告をさせていただきます。資料2でございますが、緑地保護区域の中から選定した5か所の現況写真と位置図でございます。

まず、①と②をご覧いただきまして、昨年もお報告させていただきました様に、植生の内容は、竹や常緑樹が主なものとなっております。所有者の方には、管理、手入れ等について、こちらからもお伝えさせて頂いている所ですが、なかなかそこが改善されない状況が、今年度も続いているという状況です。続きまして、③～⑤の3か所につきましては、ある程度下草刈り、剪定、周囲への配慮等、緑地として適正な管理がされているものの例として挙げさせて頂いております。

緑地保護区域の指定区域につきましては、基本的に固定資産税の減免の対象となっておりますが、指定区域の適正な管理が行われていない場合は、全額減免ではなく、減免率を90%にするという事になっておりますので、この①と②につきましては、これを適用させて頂きたい形で、今後も手続きを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。資料につきましては以上です。

○会長

はい。管理が悪い所に関しては、減免率を下げるという事で、今回は2か所提示されているようですが、①の方は、昔皆さんで見に行った所ですか。

○事務局

はい。

○会長

そうですか。②を見たことはありますか。

○事務局

南側に大きな畑があるので、間近でご覧に頂いた事はないと思います。

○会長

そうですか。①の方はかなり意識的に管理をしていないという話を聞いた様な気がするのですが、その後も変わらないですか。

○事務局

変わりありません。

○会長

それに対して、今後市としてはどういう風に考えていきますか。今までの様に税金の対策だけで進めて行くのか、それとも少し積極的に働きかけて、少なくとも道路に関係する所だけは、何らかの対応が出来るように考えていくのか、その辺はどの様になっていますか。

○事務局

道路に面している所もありまして、市民の方からもよくご連絡いただきます。また道路管理者としても、パトロールをしながら越境枝等があった場合には、所有者の方をお願いをしていくというのが最低限あると思います。例年同じような状況が続いておりますので、引き続き所管としても適正な管理をしていただくようお願いをしていかなければいけないと思っております。とはいっても、私たちが直接手を入れる訳にはいけないので、所有者の理解を得られるように今後も努めてまいりたいと思っております。

○委員

地権者さんへのお願いは、どういう形でされているのですか。

○事務局

これまで、通行等に支障がある場合は、お会いして直接お伝えさせて頂いて、一定程度その都度対応して頂いています。今まで文書でという事は有りませんが、お話をしても改善して頂けなかった場合は、そういった事も考えていかなければならないと思います。今のところお声掛けをしている範囲で対応して頂いている状況です。

○委員

恐らくここは竹藪だと思うのですが。竹はちょっときれいにしても、春にはその倍出てきてしまいます。なので、地権者の方も管理が大変なのだと思います。

○会長

そうですね。この場所の地形はどのような感じなのですか。

○事務局

①の場所は、川と道路の間に挟まれている所で、なかなか川側からは人が入れないので、道路側からしか出入りが出来ないのですが、比較的平らな土地です。②の方は、南側は大きな畑、緑地の部分は北斜面地となっていて、その北側部分には住宅が建っています。

○会長

管理という事をどういう風に考えたらよいかという事は、今後の議論になると思います。今までやってきた管理のやり方では、問題があるので固定資産税を10%掛けます、という事ですよ。やむなしかと思いますが、如何ですか。

○委員

制度上は、管理の状況によっては課税率が累進的に増えることはありますか。

○事務局

ありません。市税条例で定めているのは、100%減免か、90%減免の2区分になります。

○会長

緑が残っているという事の意味は大変大きいので、今後も維持していただきたいということはあるのですが、10%課税が良いのか悪いのかは別の問題でしょうから、①②に関しては改善を進める方向の努力はしていただいて、前回と同じように対応していただくという事になりますが、よろしいですか。

○全委員

(賛同)

○会長

③からは管理がされている例でよいですか。

○事務局

はい。その事例として挙げております。

○会長

③の案件は、柵の手前の林内の方まで下刈りをしているという例ですね。④は林内全部を下刈りして粗朶を積んでいますね。⑤は去年刈ったという感じですね。この3か所にも共通していえる事なのですが、答申にも書きました通り、木がだんだん大きくなってきているので、維持の仕方という事を税金とは関係なく考えていかないとい

けませんし、今後10年20年経ったときの事も考えていかなければなりません。これは、具体的にガイドラインの作成のときに検討していただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。ご説明させていただいた内容で、減免の手続きを進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

なお、この資料は、課税の基準日となる1月1日現在の面積を一覧にしてございますが、事務報告といたしまして公表いたします緑地保護区域の面積は、年度末の数値となりますので、今回の資料とは異なる場合がございますので、ご承知おきください。

○会長

わかりました。それでは1番の議事が終わります、その他の議事ですが、事務局からお願いします。

○事務局

その他という事でございますけれど、1点目としまして、昨年審議会で多くの時間を使っていただきまして「公共の緑の植生管理のあり方」について、答申をいただきました。改めまして、本当にこの内容につきましては、12月定例会のなかでご報告させていただきましたし、私達もこの内容を非常に重く受け止めて、今後の事業を確実に進めていきたいと考えております。

その中で、平成27年度につきましては、市が管理している公共の緑といいますが、街路樹、公園、緑地、学校施設等々ありますので、一つの導（しるべ）といえますか、管理の方針となるガイドラインを整理していきたいと考えております。答申の中にもありますように、地形であるとか、樹種であるとか、そういった構成や環境によって大きく変わってきますので、その所を丁寧に拾い上げながら進めていく必要がありますし、また、それぞれの具体的な場所や樹木についても、それぞれの管理者が管理を進めていけるような大きな方針を考えていきたいと思っております。

その前段として、年度内に主だった場所の現況調査を進めたいと思っております。非常に時間が限られているのですが、今年度調査を平成27年度の方針策定に繋げていかれるよう対応していきたいと考えております。

○会長

主だった場所とは、どこになりますか。

○事務局

市が管理する公共の緑のうち、公共緑地、公園、街路樹、学校を予定しています。その中で、今年度は基礎調査を行いまして、来年度のガイドラインの策定を進めて行

く中で、詳細調査に取り組みたいと思っています。その大きな方針となる「目指すべき姿」を定めるために必要なものを取り入れながら進めて行きたいと考えています。

○会長

是非、次に繋がる様な調査をしていただきたいです。調査が入りましたというだけの調査では意味がありませんし、樹種とか、何本ありましたでは、役に立たないだろうと思います。ですので、一つの学校を対象にするのであれば、学校のどこにどんな木が、どんな大きさの木があって、傷んでいるかどうか、などの情報はすぐに採れると思います。来年度の調査が二度手間にならないような基礎調査をしないと費用対効果も見合わないのではないかと思います。是非ご検討下さい。

○委員

一つよろしいですか。調査をするのは、学校の緑と街路樹という事ですか。

○事務局

今回回答申をいただきました内容を踏まえまして、市が管理する公共の緑の中でピックアップをした所の調査を行う予定です。

○委員

役所には、街路樹であればどこに何があるといった基本台帳、学校であれば植栽台帳といった物は無いのですか。

○事務局

建設当時のものの位置図は、施設台帳としてあるのですが、それから変更になっている内容や記念植樹などで増えているものなど、今の現況まで網羅した形では把握をすることが出来ておりません。街路樹も同様ですので、そういった所も含めて現況を調査するという様に考えています。

○会長

先程の話ですと、学校と街路樹を調査するという話だったと思うのですが、庁舎の周りも行うのですか。

○事務局

今年度については、学校と街路樹。そして、みどりと公園課が管理している緑地と公園の中で対象をピックアップしてやりたいと思います。

○会長

一番難しいのは、公共緑地と公園ではないかと思います。本数が沢山あるので、そんな簡単に出来ないのではないかと思います。学校などは、本数が多くなく的確にすぐ押さえられるので良いと思うのですが、何をどういう風にやっていくかという事を、

少し選別した方が良いのではないですか。学校などは、細かい調査も出来ると思いま
すし、公園などは大変だと思います。予算の事もあるでしょうが、その辺はちょっと
重みづけというか、調べる項目の選別といいますか、分けてやらないと出来ないと思
います。

○事務局

私共も気にしているのが、あまり調査の内容を掘り下げていくと、対象地が限られ
てしまう。逆に、対象地を広げ過ぎると浅い調査になってしまうので、バランスを考
えて、必要な所はしっかりと調査をしていかなければいけないと考えていますが、例
えば公園を1か所も調査しないという訳にはいきませんので、基本になる様な所は押
さえていきたいと思えます。やる・やらないという訳ではありませんが、まずは基礎
資料を作って、いずれにしろメインは平成27年度のガイドラインを策定する作業に
なりますので、着実に繋げられるような今年度の基礎調査を行っていききたいと思
います。

○会長

基礎調査という事で、サンプリング調査で現状がどうあるかという事を押さえるの
が、今年の内容の様ですね。ということは、そんなに沢山の場所をやらなくていいと
思えますから、木が何本ありました、どの位の大きさの木でした、というだけだと基
礎調査にならないと思えます。ですから、サンプリング調査という事で良いと思うの
で、いろいろありますが面積や環境が違う所などをピックアップして、具体的な位置、
樹種をチェック、健康な状態を判断する。そういう物を作っていくと、比較が出来て、
タイプ分けが出来るようになり、次に繋がる資料・データになるのだと思えます。

○委員

行政側に台帳を残す意味として、具体的にどういったものを記録していけばよいの
かを、会長の専門的な見解として、行政に提案して頂ければと思えます。数字上、本
数だけでは後々繋がらないのであれば、もっと具体的にどういったものを後に残して
いけばいいのかというのをご指導いただいて、やるからにはやりましたというPRだ
けではなく、台帳として役に立つものにしてほしいと思えますので、市に是非お知恵
をお貸しいただければと思えます。

○会長

わかりました。でも、うれしいですね。皆で作った答申が次の段階に進んだとい
うのは大変良いことだと思います。他にありませんか。

○事務局

ご案内のチラシをお手元にお配りしておりますが、市制施行50周年記念事業の市民講座として「緑のシンポジウム」を開催いたします。

今回回答申をいただいた内容を踏まえまして、東村山市としての今後の緑のあり方や、緑に関して今後どのように残していくかという所を、市民の皆さんと考える機会として、シンポジウムを企画させていただきました。

内容につきましては、第1部は、会長に基調講演をお願いしております、第2部として、緑地の管理や保全活動しているグループの方々や、その中を利用している方々も含めて、これまで緑に関わっていた方とのパネルディスカッションを予定しております。日程は、2月28日、土曜日の午後、場所は、いきいきプラザ3階のマルチメディアホールになります。是非、委員の皆様にもご出席いただければありがたいと思います。

○委員

周知はしていますか。今初めて聞きましたが。

○事務局

2月1日号の市報、ホームページでご案内をし始めた所です。また、本日、このように審議会でご案内させていただいておりますように、地域の中で活動している団体・協議会等にもご案内をしています。

○会長

私、基調講演をすることになっていますが、どの位の時間ですか。

○事務局

45分～50分を予定させて頂いております。

○会長

タイトルは考えていらっしゃいますか。

○事務局

基調講演は、緑をどのように捉えるか、守っていくためにどうすればいいか、答申に向けた審議内容も踏まえたご講演をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

パネルディスカッションにつきましては、50周年記念事業のテーマが「これまでも これからも」となっておりますので、参加して頂いた方にプロフィールも含めた、これまでの緑との関わりやこれからの緑がどういう空間であってほしいかという想いを語って頂きたいと思っています。

○会長

講演は、答申の内容を紹介するような内容でよろしいですか。考え方とか。

○事務局

はい。

○会長

わかりました。考えてみます。

○会長

パネラーにも1人、審議会から出て頂いたら如何ですか。皆さんで、一緒に歩いて緑をみましたから。その感想を、述べて頂いたら如何ですか。

○事務局

実はそれも想定しています。特に比較的年齢が若い方にもパネラーとしてお願いしたいと思っております。当然会長を含め審議会の委員さんにもお願いをしたいのですが、その辺のバランスを考えながら、いろいろとお声掛けさせていただいております。

○会長

少なくとも、審議会として何回も見て回りましたよね。ましてや、皆さんは地元なので、広く見ているし、分かっている。その内の、ポイントとなる所を見て歩いたという形ですから、全体としてどうなのか、具体的にはどうだったのかという事も含めて、パネラーとして話して頂けると良いと思います。何より、そういう目で現場を見てきていますからね。一般論ではなく、東村山市の緑の話が出来る人が良いですから。検討してみてください。

○事務局

わかりました。

○会長

では、シンポジウムに関してはこれでよろしいでしょうか。他に何かありますか。

○事務局

もう一点、今年度の緑化審議会は、本日が最後となります。来年度につきましては、先程も申しました通り公共の緑に関するガイドラインの策定の作業が入ってきますが、中間報告等のできるタイミングが夏から秋以降になるかと思っております。また、委員の任期が平成27年8月末までとなりますので、委員改選となります。それを踏まえますと、次回の審議会につきましては、委員改選後の開催になると考えています。

先程、ご意見いただきました様に、ガイドラインの策定にあたりましても審議会のご意見を頂きながら、まとめていきたいと考えております。

○会長

そうですか、もう2年経ちますか、早いですね。わかりました。他にございますか。

○委員

12月議会でも質問があったようなのですが、街路樹の剪定について、どういう経緯で進められていて、告知がされていたかどうかをお話しただけならと思います。

○事務局

これまでは、街路樹であれば道路所管、教育施設であれば教育部、緑地であればみどり公園課という様に、それぞれの管理主体となる所管の判断の中で、剪定等を行ってきました。今後、ガイドラインで剪定の基準が出来るとすれば、その樹種によって、あるいは立地や条件によってどのような剪定管理をしていったらいいのかというものが出来れば、それに基づいて各所管が剪定等、維持管理をしていき、それを市民の皆さんにもご説明をしていく、これからはそういう風に出来たらいいなと思いますが、これまでは特段統一した基準が無く、各所管の判断で剪定を行ってきたというのが、現実としてあります。

○委員

であるならば、来年度からいろいろと進められる事になるかと思いますが、それまでの間にも剪定は行われますよね。それを待っていたのでは遅い部分もあろうかと思えます。単純に、告知ぐらいはなさるべきかと考えますが。

○事務局

伐採の場合は、こういう理由で伐採をするという内容を告知しておりますが、剪定については、市内全体の街路樹を剪定する時に、全てそれを告知するというのはなかなか現実的に難しさがあると思います。

○委員

立て看板1つ立てるだけでも大分違うと思いますが。

○事務局

剪定についても、その必要性を判断して行っています。例えば、越境してしまっているものや危険性があるものも切らなければならない。台風前など、安全確保のために緊急に剪定しなければいけないという、様々な状況もある中で、全てに告知をするというのは、現実的になかなか難しいと思っています。日常の管理についても、必要に応じて必要な時に行っていますので、全て告知するのは難しいということをご理解いただければと思います。

○委員

通常の管理で行う剪定まで告知をするのはなかなか難しいと思います。ですので、通常の管理を超えて強剪定するようなケースの場合には、若干PRした方がいい、ということぐらいではないでしょうか。

○会長

いろんなことが絡んでいる事なので、一つ一つ解きほぐしていくしかないかなと思います。今年に関しては、予算化し具体的な計画立てているから、その場で動かすしかないという状況なのでしょう。

○事務局

特に、昨年4月に川崎市で起きた枝の落下による事故を受け、緊急に市内各所を点検しまして、危険性のあるものについては、緊急に対応いたしました。台風襲来前にと対応を行ったものですから、今年は特にそれが目立ったかなと思います。

○委員

例えば街路樹の剪定で、1kmや2kmある所は長い期間やるので、それでしたら周知も出来るのでしょうか、今の話の緊急の話だとか1本2本やらなければいけないという臨時というか小規模な時には、なかなか周知は難しいと思いますが、ある程度工期も長くて仕事量も多い所でしたら、それ位の周知は出来るのではないのでしょうか。

○会長

看板等を作っておいて、業者に立ててもらうなどの配慮は出来そうですね。細かく配慮して対応する事の必要性ですね。

他はよろしいでしょうか。無いようなので、議事は終わったという事でよろしいでしょうか。

○全委員

(賛同)

○会長

では、これで本日は終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。

5. 閉会